酒類・加工食品業界向けインボイス制度対応説明会

加工食品流通業界におけるインボイス制度対応

～ ご質問に対するご回答（Q&A）～

2022年11月29日

主催：一般社団法人 日本加工食品卸協会

支援：酒類・加工食品業界標準化推進会議（事務局 ファイネット）

目 次

はじめに

Ⅰ. 適格請求書発行事業者の登録番号

Ⅱ. 適格請求書（インボイス）

Ⅲ. 適格返還請求書（返還インボイス）

Ⅳ. 修正した適格請求書、他（修正・見積インボイス）

Ⅴ. 空容器、切替時期などその他

Ⅵ. EDI（日食協標準EDIフォーマット）

Copyright © 2022 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

はじめに

酒類・加工食品業界標準化推進会議（事務局 ファイネット）の「インボイス制度対応」に関する勉強会等において、メーカーからのご質問及び本説明会の事前質問に関し、ご回答を申し上げます。

なお一部、後からいただきましたご質問に関し、ご回答が反映されておりませんので、別途、後日個々にご回答いたします。

Copyright © 2022 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

Ⅰ．適格請求書発行事業者の登録番号

Copyright © 2022 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

● 登録番号の通知と入手

No	質　問	回　答
1	国税Q&Aの問79で、都度請求書は発行せず、契約書に基づき定期的に支払いを行う場合などは、契約書に登録番号等を明記することでインボイスの要件を満たすとされています。更に、2023年9月30日以前からの契約書については、別途必要事項の通知を行い、その通知を契約書とともに保管することで差し支えないとも記載されています。 この場合の通知の方法について、検討されている方法がありましたらご教示いただきたく、よろしくお願いいたします。 弊社としては、会社のウェブサイトでプレスリリースを行うことで要件を満たすことは出来ないかと考えており、必要に応じて当局に照会を実施することも検討したいと考えております。	• 基本、各社個別対応。 • 相対で対応ください。
2	相手先への通知や、相手先からの登録番号の受領依頼等は行うか。行う場合、いつ頃を予定しているか。	登録番号の通知・受領依頼は、基本各社個別対応。相対で対応ください。 日食協の通知・入手の推奨は、手引書P.44に記載。 • 登録番号の通知:2023年4月末まで • 登録番号の入手:2023年6月末まで
3	登録番号情報の収集方法 (卸店様・メーカーの登録番号情報を共有できる仕組みを検討できればと考えております。)	当協会にて、共有できる仕組みを検討したが、基本、各社個別対応とした。 しかしながら、メーカーと卸の登録番号を次の通り、公開を予定している。

Copyright © 2022 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

登録番号の通知と入手

登録番号の共有

当協会として以下を計画（承諾頂いた企業）

①当協会の会員卸の登録番号をHP等にて、公開予定

②各メーカーの登録番号を共有できないか検討中

来年早い時期に共有できるようする
（具体的には、別途ご案内予定）

Copyright © 2022 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

● 登録番号のインボイスへの記載

No	質　問	回　答
4	適格返還請求書（送金案内）に各卸の事業登録者番号の記載が必要ですか。	適格返還請求書には、売り手であるメーカーの登録番号を記載し、買い手である卸の登録番号を記載する必要はありません。
5	卸の請求書は割り戻し請求書（手書き請求書含む）すべてに事業登録者番号が記載されますか。	卸からの適格返還請求書（割り戻し:販促金請求）には、売り手であるメーカーの登録番号を記載します。
6	「返還インボイス」（リベート・消費税8%）で表示が必要な登録番号は「売り手（メーカー）」で宜しいでしょうか。	結構です。 返還インボイスに記載する登録番号は、売り手の登録番号を記載します。
7	卸売企業による「販売拡大（チラシ・エンド代等）」又は「役務提供（センター使用料）」（ともに消費税10%）のインボイスで表示が必要な登録番号は「請求元（卸売企業）」でよろしいでしょうか。	結構です。 卸売企業による「販売拡大（チラシ・エンド代等）」又は「役務提供（センター使用料）」は、卸がメーカーに対し役務提供したものとなり、卸が売り手となりますので、卸の登録番号を記載します。 しかしながら、「相当額」として、対価の返還と整理する企業もあると思われますので、相対でご確認・対応ください。 なおこの場合は、メーカーの登録番号を記載することとなります。

Copyright © 2022 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

● 登録番号のインボイスへの記載

No	質　問	回　答
8	卸売企業が「返還インボイス」と「販路拡大・役務提供等インボイス」を1枚にまとめて発行する場合、メーカーと卸売企業の両方の登録番号の表示が必要となるのでしょうか。	メーカーと卸の両方の登録番号を記載します。 • 返還インボイス:メーカーの登録番号 • 販路拡大・役務提供等（インボイス）:卸の登録番号 ※ 詳しくは、日食協手引書P.21「インボイスと支払通知書等を一の書類で交付する場合」参照
9	卸売企業が「返還インボイス」と「販路拡大・役務提供等インボイス」を1枚にまとめて発行する請求書に対して、金額相違等のため「修正インボイス」を発行する場合、同じようにメーカーと卸売企業の両方の登録番号の表示が必要となるのでしょうか。	修正が返還インボイスの場合は、売り手であるメーカーの登録番号のみを記載。 また、販路拡大・役務提供等（インボイス）の場合には、卸の登録番号のみの記載で結構です。 しかしながら、メーカーと卸の両方の登録番号を記載しても問題ありません。

Copyright © 2022 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

● 登録番号のインボイスへの記載

例：請求書と支払通知書を合わせてインボイスとする（複合ケース）

- 請求書に対し支払通知書にて、照合結果の差異（追加・修正）記載と役務提供の請求をする場合
- 請求書と支払通知書との関連性を明確にする
- 支払通知書に対価の返還等の内容を記載する場合、継続して記載することで、仕入額から返品額を控除（相殺）した合計金額を記載できる
- 支払通知書にて、役務請求をする場合、仕入額より控除（相殺）はできず、別途合計金額を記載する（売り手が違うため）

インボイス（請求書＋支払通知書）

請求書

〇〇㈱ 御中　　2023年11月1日（請求日）

請求No.1000

10月分請求金額　1,122円(税込)

㈱△△
(T1111111111111)

	税抜金額	税率	消費税額	税込金額
8%対象合計	620	8	49	669
10%対象合計	412	10	41	453

納品日	No	品名	税抜金額
10/1	100	チョコレート※	155
10/1	100	缶詰※	155
10/1	100	ビール	206
10/10	200	飴※	155
10/10	200	調味料※	155
10/10	200	日本酒	206

※は軽減税率対象品目

合わせて

支払通知書

〇〇㈱ 御中
(T1111111111111)

2023年12月10日（支払日）

請求No.1000に対する

10月分支払金額　726円(税込)

㈱△△
(T9999999999999)

〇送付後一定期間内に連絡がない場合は、確認済と致します。

	税抜金額	税率	消費税額	税込金額
8%対象合計	565	8	45	610
10%対象合計	206	10	20	226
10%役務控除	100	10	10	110

納品日	No	品名	税抜金額	備考
10/1	100	チョコレート※	-155	訂正
10/1	100	チョコレート※	100	訂正
10/10	200	日本酒	-206	返品
10/31		配送費	100	役務

※は軽減税率対象品目

相手の登録番号を記載

役務請求がある場合、自社の登録番号を記載

相手方への確認

請求金額に対し返品を控除（相殺）

役務請求計

修正

返還

請求

請求日又は支払日を最終販売日とする場合は、記載しなくともよい

Copyright © 2022 Japan Processed Foods Wholesalers Association　All Rights Reserved.

Ⅱ．適格請求書（インボイス）

Copyright © 2022 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

● 何をもってインボイスとするか？

No	質　問	回　答
10	• 「品代」はメーカー発行の「請求書」のみを、同じく「販促金」はメーカー発行の「支払通知書」のみをインボイスとしたい。 • リベートや容器回収運賃、経営効率化奨励金などの支払通知書をインボイスとしたい。 • 卸様の実販数量に基づいてお支払いするリベートについて、メーカーからの支払明細書を「適格返還インボイス」とさせていただいて差支えありませんか。 • 機能系リベートについてメーカーからの支払明細書を「適格返還インボイス」とさせていただいて差支えないか。	**（品代）** 「請求書」「支払通知書」「請求書＋支払通知書」という３つの選択肢があるが、現状の取引実態を踏まえると「請求書＋支払通知書」を推奨する。 卸が請求書を発行し、違算がある場合には、メーカーが支払案内書を発行し、合わせてインボイスとする。 **（販促金）** 品代と同様。 ※ 請求書又は支払通知書のみをインボイスとするかは、相対でご確認・対応ください。
11	• 販売促進金。 支払通知書をインボイスとし、販促金支払データは(日食協フォーマットに準拠するが)インボイスとはしないで、よろしいでしょうか。 • 受領するメーカー側の判断で、ＥＤＩ等電子データを正とさせていただく事も可能でしょうか。	支払通知書のみをインボイスとするかは、相対で確認・対応ください。 紙の支払通知書と請求・支払EDIデータのどちらをインボイスとするかは、紙でインボイス記載要件が満たされていれば、紙をインボイスとする。 なおこの場合、EDIデータ交換を止めるということではない。 また、紙でインボイス記載要件をすべて満たすことができず、EDIデータと合わせて満す場合は、紙とEDIデータをインボイスとする。

Copyright © 2022 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

● 何をもってインボイスとするか？

「何をインボイスとするか」は、現状の運用を鑑み、双方がその要件を整えることを相対で確認・合意する。

※対応を統一できないかとの問合せがあるが、卸は多種多様の取引先があり、
統一するのは難しい → できるだけ当協会の推奨パターンにて対応願う。

紙の請求書・支払書と請求・支払EDIデータのどちらをインボイスとするか。

- 紙でインボイス記載要件が満たされていれば、紙をインボイスとする。
  なおこの場合、EDIデータ交換を止めるということではない。
- 紙でインボイス記載要件をすべて満たすことができず、EDIデータと合わせて満す場合は、紙とEDIデータをインボイスとする。

卸・メーカー間の場合

- **品代等の請求・支払**
  紙の請求書・支払通知書をインボイスとする。
  ※日食協標準EDIフォーマットに請求データはあるが、インボイスとするのは難あり。
  また一方で、支払データ・フォーマットがない。
- **販促金請求・支払**
  紙でインボイス要件を満たすのであれば紙。EDIデータで満たすのであればEDIデータ。相対で確認・合意する。
  ※EDIデータをインボイスとする場合は、新バージョンにて対応する。

Copyright © 2022 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

● 何をもってインボイスとするか？

メーカー⇔卸間の対応

メーカー・卸それぞれが発行している現状の請求書及び支払通知書をインボイスにすることを前提にし、双方がその要件を整えることをメーカーと事前に相互合意して対応する。

交付単位別推奨パターン（請求書・支払通知書の整理）

◎ ：当協会推奨

- **交付単位**を**A.品代、B.割戻し・リベート類、C.役務の提供**の3単位に整理。
- **交付パターン**を**①請求書のみ、②請求書と支払通知書の一括、③支払通知書のみ**の3パターンに整理

返還インボイスに整理

交付パターン	インボイス	交付単位		
		A（品代）	B（割戻し・リベート）	C（役務の提供）
		交付元	交付元	交付元
①	請求書	メーカー	卸	◎ 提供者
②	請求書＋支払通知書	◎ メーカー（請求書）+ 卸（支払通知書）	◎ 卸（請求書）＋ メーカー（支払通知書）	◎ 提供者（請求書）＋ 受益者（支払通知書）
③	支払通知書	卸	メーカー	受益者

Copyright © 2022 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

● 振込手数料

No	質　問	回　答
12	• 振込手数料に係る適格請求書。 仕入代金の送金時に、控除している先方負担振込手数料について、適格請求書をどのように発行する予定ですか。 • 金融手数料に関しまして、売り手が金融手数料を負担する場合、買い手の支払通知書等のインボイスに記載する、契約書で取り決める等の対応方法のお考えをお教えてください。	振込手数料の対応方法は、以下が考えられますが、相対で確認・対応ください。 • 買い手（卸）の支払通知書に「役務の提供」として記載する（卸からメーカーへの請求として） • 支払通知書には記載せず、別途、買い手（卸）から「役務の提供」として、請求書を発行する。
13	振込手数料を当方負担（振込側負担）にした方が実務的には楽になると想定されます。しかし、現状では先方負担で振込んでいる又は振り込まれてくるケースが多々あり、今後は全国的に当方負担に統一する流れは出来てくるのでしょうか。	当協会では、全国的に当方負担に統一する予定はありません。

Copyright © 2022 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

● 振込手数料

商習慣として、振込手数料は買い手が支払通知書にて
相殺し支払っている場合がある。
その場合、その旨を記載していない場合がある → 今後、インボイスが必要

買い手が支払通知書に役務の提供等として記載し相殺する。
又は、買い手が請求書を発行する。

〇〇㈱ 御中 **支払通知書** **2023年12月10日**
(T1111111111111)

請求No.1000に対する

10月分支払金額 1,850円(税込)

㈱△△
(T9999999999999)

〇送付後一定期間内に連絡がない場合は、確認済と致します。

	税抜金額	税率	消費税額	税込金額
8%対象合計	1,000	8	80	1,080
10%対象合計	1,000	10	100	1,100
10%役務控除	**300**	**10**	**30**	**330**

納品日	No	品名	税抜金額	備考
12/10		**振込手数料**	**300**	**役務**

※は軽減税率対象品目

又は

〇〇㈱ 御中 **請求書** **2023年12月10日**

10月分請求金額 330円(税込)

㈱△△
(T9999999999999)

	税抜金額	税率	消費税額	税込金額
8%対象合計	0	8	0	0
10%対象合計	**300**	**10**	**30**	**330**

納品日	No	品名	税抜金額	備考
12/10		**振込手数料**	**300**	**役務**

※は軽減税率対象品目

Copyright © 2022 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

● インボイスの関連性

No	ご質問	ご回答
14	請求書と支払通知書を合わせてインボイスとする場合のその２つの関連性。 請求期間yymmdd～yymmdd形式で記載するで、如何でしょうか。	1つのインボイス＝1つの請求番号が望ましい。 ユニークにするという意味では「請求番号」が最も最適と考えます。 請求期間を選択するかの判断は、相対で確認・対応ください。
15	卸様が発行される請求書に関して、すべて請求書No.を記載いただく働きかけをしていただけるという理解でよろしいでしょうか。	卸が発行する請求書すべてに請求番号を記載するという働きかけは行っていません。 しかしながら、複数の書類（請求書と支払通知書等）を合わせてインボイスとする場合、関連性を示す必要があり、請求番号等でユニークにする方法が良いと考えます。

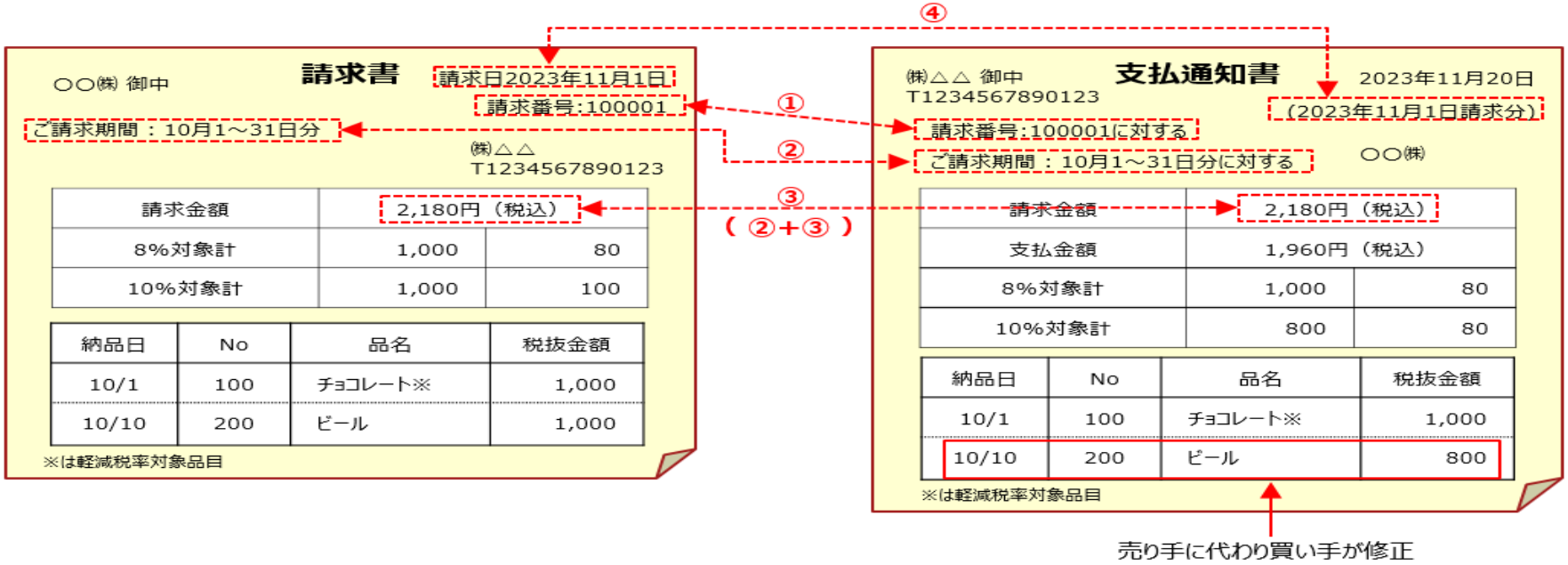

Copyright © 2022 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

● 消費税計算・差額

No	ご質問	ご回答
16	各卸店からの税率計算（小数点以下）について今後統一されますか。	各卸店の税率計算（小数点以下）を統一する予定はありません。
17	売掛金の請求に関して、得意先毎に消費税の計算方法が異なっていますが、インボイス制度においては、請求単位で消費税を切り上げたり、切り捨てたりしても問題はないのでしょうか。	請求単位（インボイスごと）に消費税を切り上げたり、切り捨てたりしても問題ありません。
18	請求書と支払通知書を合わせてインボイスとするにあたり、「本体価格に相違ないが、消費税に差額」が出てしまった場合、以下の考え方でよろしいでしょうか。 【品代】 メーカー請求書と卸様振込額に消費税差額がある場合 ⇒メーカーは卸様振込額で会計計上して、残高差額は 　メーカーが社内処理で相殺消込する 【リベート】 卸様請求書とメーカー支払額に消費税差額がある場合 ⇒卸様はメーカー支払額で会計計上して、残高差額は卸様 　が社内処理で相殺消込する	問題ありません。
19	請求書と支払通知書の消費税額の誤差は許容する、としてよいか？ ※ 支払先分散・サイト違い・計算方法などで消費税額を完全に一致させることは難しい	本体価格があっており、誤差の範囲であれば問題ありません。

Copyright © 2022 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

● その他

No	ご質問	ご回答
20	① 非課税0%請求について、将来的には鑑の請求金額合計は別に分かれるという理解でよろしいですか。 ② 役務/サービス10%についても標準税率製品への請求とは鑑の請求金額合計は分かれるという理解でよろしいでしょうか。	現状の運用を継続してください。 ① 請求金額合計は別に分かれる方が望ましいと考えます。 ② メーカーによる役務/サービス10%は、通常の品代10%と同様の取り扱いとなりますので、請求合計は区別する必要はないと考えます。
21	立替時のインボイス対応について。 立替時にはインボイスの写しが必要になりますが、インボイスの写しの交付が困難な場合は写しが不要という特例があります。 この特例の「困難な場合」とは経理担当者に任せてしまっても良いのでしょうか？ （例えば、写しが1枚の場合は交付できますが、10枚以上ある場合には困難な場合の判断が分かれると思います）	各経理担当者の判断により、社内の整理にばらつきが生じるのは望ましくないため、ある程度社内ルールを取り決めたうえで判断されるのが望ましいと考えます。
22	小売業卸売業主催の同業者団体の会合・懇親会費等の請求書はインボイスに該当しますか。	必ずしもインボイスに該当するとは限りません。 団体によっては課税事業者でない（事業法人でない等）可能性があり、インボイスを発行しないケースもあると考えます。

Copyright © 2022 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

● その他

No	ご質問	ご回答
23	卸店様の請求書とメーカーのお支払通知書がN対１の関係になった場合インボイスとしてお支払通知書に照合用に新規で記載が必要なのは以下の項目という理解です。 • 卸店様の登録番号 • 請求対象期間 • 請求訂正情報 • （請求書番号はお支払通知書上ではなく別紙対応を想定しています） 上記に加えて従来通りお支払口座も記載します。 この場合、お客様のお支払先の口座が同一の場合、本体価格の税率毎の合計と税率毎の消費税計算とお支払総額の表記はNの合計に対して行います。 という理解で合っていますでしょうか。	特に問題ないと考えますが、場合によっては対価の返還と役務提供の計算を分ける必要があり、またメーカーの登録番号が必要となる場合がありますので、ご注意ください。
24	支払通知書に「誤りの申し出がなければ確認があったものとする」という文言の記載を以って相手方の確認としてよいですか。	問題ありません。 手引書P.20、58参照。
25	インボイスの発行主体の解釈について、先方と異なる場合の確認方法はどのように想定していますか。事前に書面等で確認する想定等をされていますか。 (例えば、値引きなのか、役務提供なのかや、振込手数料の対応など)	リベートにおける「対価の返還」又は「役務の提供」かの区別。 基本、軽減税率制度導入時に確認済。 ・差異発生の都度、個別確認する。 ・事前アンケート等により確認する。 ※振込手数料はP.14参照

Copyright © 2022 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

● その他

No	ご質問	ご回答
26	請求書番号単位の具体例（税計算の集計方法）。	ご質問の意図がよく分かりませんが、一つの請求書（一つのインボイス）＝一つの請求書番号とし、一つのインボイスで消費税の端数処理一回にて計算します。
27	一つの伝票を複数個所で分割処理している場合どのように支払い集計をすればよいですか。	ご質問の意図がよく分かりませんが、伝票をインボイスとするのであれば、伝票の各明細の税抜き金額をインボイス単位に集計し、消費税の端数処理を一回すればよいと考えます。

Copyright © 2022 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

Ⅲ. 適格返還請求書（返還インボイス）

Copyright © 2022 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

● 課税資産譲渡等を行った年月日記載

No	ご質問	ご回答
28	• 返還インボイスへ記入する元取引日は、どの期間で行うか。（例。1か月単位など）返品時における返還インボイスでのもと取引の記載は非常に困難と考えている。 • 返還インボイスの譲渡を行った日付の記載には「前月末日」や「最終販売年月日」といった定型文を検討していますが、いかがかでしょうか。 • 返還インボイスへ記入する元取引日について、返品時における返還インボイスでのもと取引の記載は困難となるため一定のルールに基づき日付を設定したいが、ルール策定されるでしょうか。 • 「固定で前月末日」を合理的な方法とし、返還インボイスにおける返品の元売上日として記載するで、いかがでしょうか？ ※ 上記の対応が不可の場合は「請求先別の最終売上(請求)月」を記載する	各社でご判断ください。 現状、実際に売り上げた日付や仕入れた日付を記載することは困難ですので、最終販売日（最終売上日・仕入日）を記載してはどうかと考えます。 例えば、請求締日・支払通知日を最終販売日（・・までに売上げた。又は、仕入れた。）とすることをご検討ください。
29	請求書の返品・値引時の元納品日は弊社の返品受け入れた日を設定してよいですか。	各社でご判断ください。 基本は、返品・値引きの元になった課税資産の譲渡を行った年月日であるが、現状運用を鑑み、返品を受け入れた日を最終納品日としてもかまいません。

Copyright © 2022 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

● 課税資産譲渡等を行った年月日記載等

No	ご質問	ご回答
30	品代請求書に記載する返品元売上日は、「請求締日」を「yyyymmdd」形式で記載し、「その日以前」をいう意味合いを持たせるということでよろしいでしょうか。	結構です。 返品のその売上げに係る対価の返還等の基になった課税資産譲渡等を行った年月日を最終納品日として「請求締日」等をセットしてください。
31	リベート支払通知書に記載する元売上期間は、「卸様が小売店様に納品された期間」をyymmdd～yyyymmdd」で記載することで問題はございませんでしょうか。品代請求書に記載する返品元売上日のように、何か共通認識として検討されていることがございましたら、ご教示いただきたく存じます。	問題ありません。 返還インボイスにおいて、現状実際に売り上げた日付や仕入れた日付を記載することは困難であるため、最終販売日（最終売上日・仕入日）を記載してはどうかと考えます。 例えば、請求締日・支払通知日など。
32	これまでどおり、「卸様が小売様に納品した日」を記載するで、いかがでしょうか。	現行の運用を継続してください。 （卸が小売へ納品した日）
33	請求書の返品・値引時の元納品日は弊社の返品受け入れた日を設定してよいでしょうか。	各社でご判断ください。 基本は、返品・値引きの元になった課税資産の譲渡を行った年月日であるが、現状運用を鑑み、返品を受け入れた日を最終納品日としてもかまいません。
34	これまでどおり、返品計上日(対価の返還を行った年月日)で消費税率を決定してよろしいでしょうか。	現状の運用を継続してください。 返品は対価の返還にあたるため、元売上日の時点にて税率が確定しているので、返品はその時の税率を引き継ぐのが基本。しかしながら、返品計上日で問題ないものと考えます。

Copyright © 2022 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

● 課税資産譲渡等を行った年月日記載

返還インボイスにおける年月日（譲渡日:元納品日）記載

現状、実際に売り上げた日付や仕入れた日付を記載することは困難

従って

最終販売日（最終売上日・仕入日）を記載してはどうか

以下を最終販売日（・・までに売上げた。又は、仕入れた。）とすることをご検討ください。

●請求締日・支払通知日

（ご注意）

期間の場合は、From Toの記載になることから、返品等では、必ずしも正しいFrom日付をセットできないかも知れない。
※From日付より前に販売した返品などの場合。
From日付の特定が難しい。

Copyright © 2022 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

● その他

No	ご質問	ご回答
35	弊社は各種リベートにつき、支払通知書（集計表のため端数計算は一回になっていないが、登録番号記載あり）＋支払明細書（計算方法はインボイス形式に従っているが、登録番号無し）をセットでインボイスとすることを検討しております。この場合、それぞれの帳票に「支払通知書および支払明細書をもってインボイスといたします。」という文言は必要でしょうか。 一方で、支払明細書をインボイスとする選択肢も検討していますが、この場合、支払通知書にインボイスではない旨のコメントは必要でしょうか。	「支払通知書および支払明細書をもってインボイスといたします。」、「支払通知書にインボイスではない」という文言は、必要ありません。 なお、この様な文言を記載しても問題ありません。 また、何をもってインボイスとしているか、事前に相対で確認するとよいでしょう。
36	リベートに関して、「対価の返還」「役務提供」いずれかの区分の記載は必要でしょうか。 また、弊社処理に応じて記載した対価の返還・課税仕入の区分について、各卸様とのすり合わせは必要でしょうか。 弊社顧問税理士からは「対価の返還・役務提供については、各社判断に従って処理をすれば問題なく、認識のすり合わせまでは必要ないと考える」との意見をもらっています。 なお、卸様との認識相違の可能性があるため、弊社が発行するインボイスに取引先様・弊社両者の登録番号を記載することも検討しております。	「対価の返還」「役務提供」いずれかの区分を必ず記載する必要はありませんが、それぞれで税率計算をする必要があります。よって、役務提供には事業者番号が必要となるといった点から、いずれかのみでも記載する方が望ましいかと考えます。 なお、軽減税率制度の開始前に相対で確認済みと思いますが、事前に相対で確認しておく方が、お互いに齟齬が出ないと考えます。

Copyright © 2022 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

● その他

No	ご質問	ご回答
37	適格返還請求書（送金案内）に割り戻しと販促費用が混在している場合の対応方法。	割り戻しと販促費用がともに対価の返還にあたるものである場合は、通常の返還インボイス要件を記載した返還インボイスを交付する。 また、割り戻し（品代等に対する対価の返還）と販促費用（卸提供の役務）の場合は、日食協手引書P.21「インボイスと支払通知書等を一の書類で交付する場合」を参照し対応願います。
38	同一振り込み日/同一口座への振り込みにおいて、複数の請求書番号が混在した場合は請求書番号をお支払通知書に明記の上で税率毎の請求額の合計を算出する予定です。消費税額が請求書毎の積み上げとは異なる形になりますが問題はありませんか。	請求番号＝1つのインボイスとした場合、請求番号(1インボイス)ごとに、税率ごとの消費税額を記載してください。 複数のインボイスの消費税合計額を別途記載してもかまいません。

Copyright © 2022 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

Ⅳ. 修正した適格請求書、他
（修正・見積インボイス）

Copyright © 2022 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

● 修正インボイス

No	ご質問	ご回答
39	請求内容に誤りがあった場合、訂正内容を弊社お支払通知書への記載を行い、そのお支払通知書をインボイスとして捉え、貴社請求書の再発行は依頼しないという想定をしていますが問題はありませんか。	問題ありません。 請求書と支払通知書を合わせてインボイスとする。 ※ 都度の修正インボイスは発行しない。 ※ 翌月の請求書もしくは支払通知書にて修正する。

● 見積インボイス

No	ご質問	ご回答
40	請求が確定する前に仮の請求として見積インボイスを発行することが起こり得ますか。 これまでどおり、支払通知書は支払タイミング(支払月)に発行する。見積りインボイスは、卸様から要請があった場合に個別に対応するとしてよいでしょうか？	メーカーと卸間取引において、見積インボイスを要請することは、現時点ないものと考えます。 もし発生した場合は、相対で対応してください。

Copyright © 2022 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

Ⅴ．空容器、切替時期などその他

Copyright © 2022 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

● 空容器

No	ご質問	ご回答
41	酒類卸売業ではビール樽等の空容器取引におきまして、メーカー様への返却を売上、得意先様からの回収を仕入としています。 これに関して、10月に全国卸売酒販組合からは、一の請求書にて双方の適格請求書記載要件を満たしていれば、回収明細を仕入明細として取り扱うことは可能（仕入税額控除）である見解を示されています。 という理解で合っていますでしょうか。	可能と考えます。
42	免税事業者からの空容器回収について 得意先から空容器を回収した場合、容器仕入高と仮払消費税を計上しているが、得意先が免税事業者の場合はどのように計上すればよいか？	免税事業者からの仕入となり、消費税の請求はなく、仕入控除の対象とはならないものと考えます。 ⇒訂正 仕入税額控除の対象と考えます。 （参考資料） 国税局Q&A問74（仕入税額控除の要件）・・・なお、請求書等の交付を受けることが困難であるなどの理由により、次の取引については、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。 ⑥適格請求書発行事業者でない者からの再生資源及び再生部品（購入者の棚卸資産に該当するものに限ります。）の購入

Copyright © 2022 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

● 空容器

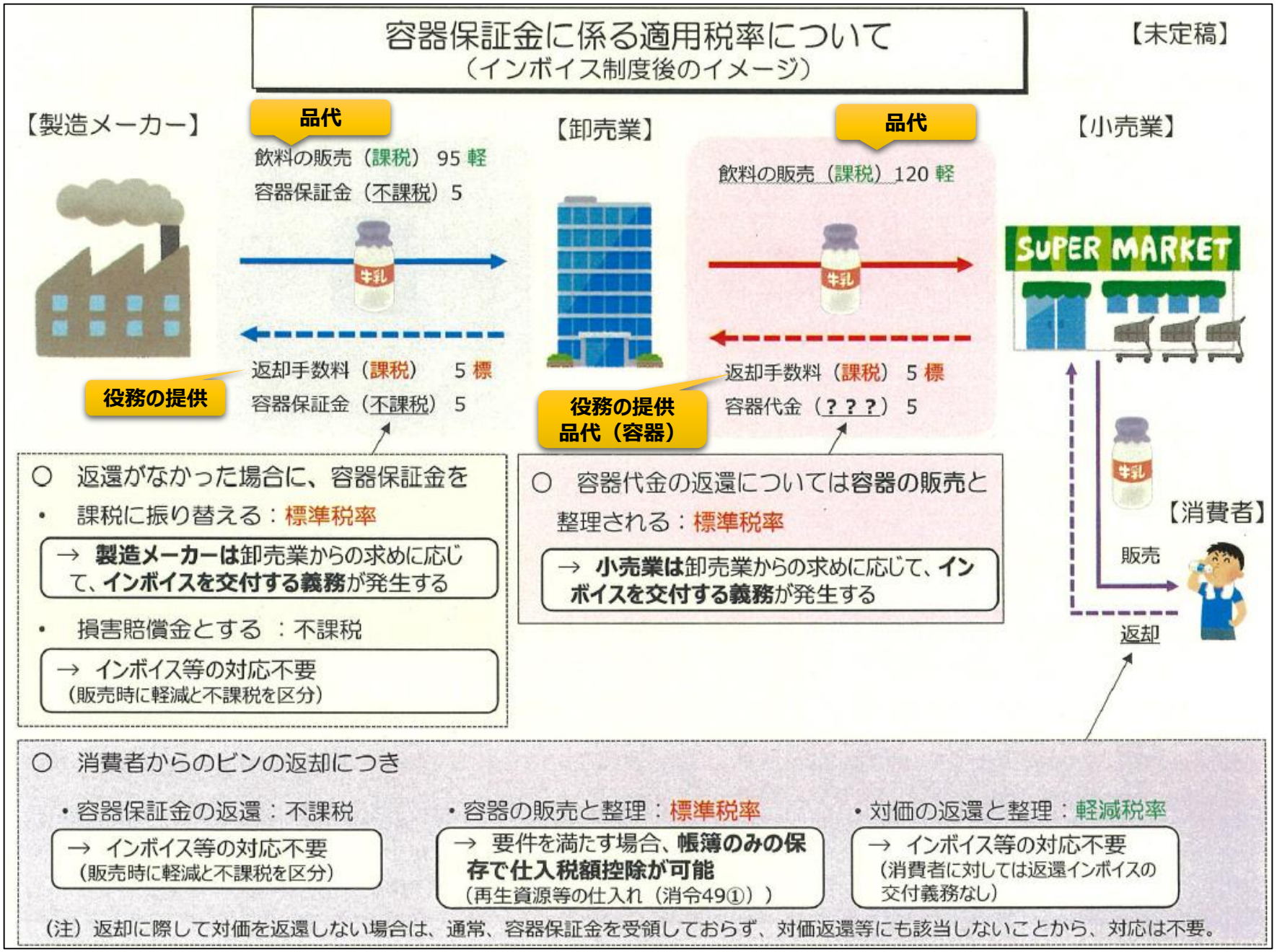

出典：財務省「軽減税率制度」説明会資料（吹き出し追記）

Copyright © 2022 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

● 切替時期など

No	ご質問	ご回答
43	インボイスの請求書の切替は10/1出力分（9月度商流分）からという認識で良いでしょうか？	基本、インボイス制度が開始される10月1日から発行するインボイス（請求書等）からとなります。 しかしながら、その前から切替してもOKですので、相対で確認・対応ください。
44	請求〆日が15日の請求書は、9月分と１０月分を分けずに発行する(ただし、インボイス要件は満たしている)で、よいでしょうか。	インボイス要件を満たしていれば、分ける必要はありません。 相対で確認対応ください。

● その他

No	ご質問	ご回答
45	役務に軽減税率が適用される予定はありますか。	役務に軽減税率（8%）が適用されることは無いと考えます。 相対で確認・対応願います。 ※ 役務の提供は、標準税率10%です。
46	メーカー(特定の業界)から、部分的にでも統一的な対応をとった方が良い等個別の相談/申出/確認事項はありますか。	日食協へは特にありません。 もし申出や確認があった場合は、確認・検討します。

Copyright © 2022 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

● その他

No	ご質問	ご回答
47	今回のご説明資料は日食協様からの統一見解（卸店様の対応）という認識がありますが、運用にあたり（日食協加盟社では）実際どの程度の適用が想定されますか。 ※ 統一見解を基本として、当社としても運用対応を考えることになりますが、あくまでも（統一見解の強制力はなく）個別運用が多くなることがあるのでしょうか？	日食協として、できるだけ統一した対応を各卸に推奨しております。 しかしながら、最終は各社の判断となります。 実際にどの程度の適用となるかの回答はしかねます。
48	今回の統一見解（対応）で網羅されていない範囲があった場合、日食協で今後も検討される可能性がありますか。	今後とも日食協として検討させていただきます。

Copyright © 2022 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

Ⅵ. EDI
（日食協標準EDIフォーマット）

Copyright © 2022 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

● 出荷案内（請求）データ

No	ご質問	ご回答
49	① 出荷案内データの4.0版をインボイス対象の請求情報として扱う想定はありますか。 ② その場合、日次のEDIデータと締め毎の請求処理にて集約粒度がずれるため出荷案内(06：請求データ)4.0版を適格請求書として送信する場合は締め単位での紙/電子帳票での請求書を送付対象外とさせていただくことを考えていいますが、問題ないでしょうか。 ③ 一部EDI対応外となっている役務の提供/サービスの請求項目については締め単位の処理、帳票の提示を継続させて頂きたい。	① 基本は請求書。 請求書+出荷案内（請求）[取引明細]データを合わせてインボイスとすることは想定されます。 ② 現状の請求書をインボイスとしてください。 （データは、4.0に対応し送信してください） ③ 現状運用を継続してください。
50	日食協のEDIデータの出荷案内(06：請求データ)についてファイルヘッダ～フッタの単位を１インボイスとする仕様となっている。 複数の決済期日に跨る請求伝票を同一ファイル単位で消費税計算してしまうことを避ける為、締め日に応じて連携データのファイルヘッダ、フッタを分ける対応を想定しているが問題ないでしょうか。 ※ 現時点では決済期日の異なる伝票を同一のファイルヘッダ～エンドレコードに含めて送信しています。	ご質問内容が良く分かりません。 詳しくご教示願います。 締日に応じてファイル～エンド構成であれば問題ありません。 ※卸では出荷案内（請求）データを請求照合に使用しているところは少数です。
51	9月最終営業日に送信する10月分の出荷案内データは旧フォーマットで送信するで、よろしいでしょうか。	2023年10月分からは、新フォーマットで対応ください。

Copyright © 2022 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

● 販促金請求・支払データ

No	ご質問	ご回答
52	日食協基本方針に対する質問です。 ① 支払ＥＤＩを返還インボイスとする上での必要条件などがあれば確認したい。 例：バージョンは2.0でなければならない 例：元納品日が空白ではいけない ② 支払ＥＤＩの設定内容である対象期間（元納品日）※の設定方法について確認したい。 ※ 日食協フォーマットver2.0：支払データ／５．支払明細レコード１（請求明細）№13、14品代返品においては、元納品日にセットした日付にその日付以前という意味を持たせるとの業界統一見解となっていると伺っている。 ※ 品代返品同様に、販促金支払ＥＤＩにおいても元納品日を厳密に捉えることは不可能と考えており、一律「請求締日」をセットするしかないと考えている。 この場合、返還インボイス要件を満たすのか否かを確認しておきたい。	① 販促金支払データをインボイスとする場合は、バージョン2.0でなければ、インボイス要件を満たすことができませんので、必ずバージョン2.0にする必要があります。 しかしながら、紙の支払通知書等をインボイスとする場合は、必ずしもバージョン2.0にする必要はありません。 相対で確認・対応願います。 ② 販促金支払データの明細レコード1（請求明細）対象期間は、卸から送る販促金請求テータの対象期間をそのままセットします。 もし卸からの販促金請求データに対象期間がセットされていない時の対応は、事前に相対で確認・対応ください。
53	販促金請求の集計単位。 PDFでいただいている請求書鑑の集計単位は販促EDI請求書のどの項目でユニークに識別できるでしょうか。	ファイネット様へお問い合わせください。

Copyright © 2022 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

● 販促金請求・支払データ

No	ご質問	ご回答
54	以下質問を各卸店に向けて確認をして頂く事は可能でしょうか。 ① 日食協基本方針に沿い、1.1版から2.0版にバージョンアップ予定か卸各社状況について確認したい。 ② 日食協基本方針に沿い、支払ＥＤＩのみを以て返還インボイスとする方針であるが、当該方針についてご意見（問題なし・ありなど）を伺いたい。　「問題あり」の場合においては、その理由も合わせて伺いたい。	各社に対し、個別にご確認ください。

● その他

No	ご質問	ご回答
55	ファイネットのPDF請求書書式はどのように変わるか。	ファイネット様提供のPDF請求書の書式変更は、ファイネット様にご確認ください。
56	卸様としては、現在の請求書(紙もしくはPDF)についての入手手段をCSVなどのデータで欲しいという要望は当面無いのか？	CSVデータでの提供が可能であれば、ご案内ください。 この場合、紙もしくはPDFをインボイスとするか、CSVデータをインボイスとするかは、相対でご確認ください。
57	電子インボイス(Peppol)への対応準備状況について教えていただきたい。	電子インボイス(Peppol)の利用は想定していません。 日食協標準EDIフォーマットでのインボイス対応を推奨します。 もし、電子インボイス(Peppol)を利用する場合は、相対で対応ください。

Copyright © 2022 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

一般社団法人 日本加工食品卸協会

〒103-0023
東京都中央区日本橋本町2-3-4 江戸ビル4階
電　話　03-3241-6568
ＦＡＸ　03-3241-1469
ＵＲＬ　http://nsk.c.ooco.jp/